

預貯金口座へのマイナンバー付番について

口座開設時及び口座へのマイナンバー付番手続きの際は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下「口座管理法」と記載します。）に基づき、以下の内容についてご案内します。ご理解いただき、同意いただきますようご協力お願いいたします。

1 預貯金口座へのマイナンバー付番について

預貯金口座付番は、ゆうちょ銀行にお持ちのすべての口座に対して行われ、手続きを行った口座以外にマイナンバーを付番した口座がある場合は、後日郵送で通知いたします。なお、ご住所やお名前等が最新化されていない場合は、マイナンバーを付番できない場合があります。

2 預貯金口座に付番したマイナンバーについて

預貯金者のマイナンバーは、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手続きにおいて、預貯金者の預貯金口座を特定するために利用されますので、ご理解願います。

3 預貯金口座へのマイナンバー付番手続きについて

預貯金口座へのマイナンバー付番には、以下のものがが必要です。

- ・通帳またはキャッシュカード（既に口座をお持ちの場合）
- ・マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード・通知カード^{※1,2}・住民票の写し^{※2}・住民票記載事項証明書^{※2}）

※1 通知カードに記載の氏名・住所が現行のものに限ります。

※2 顔写真付きの本人確認書類1種類、または顔写真なしの本人確認書類2種類も併せて必要です。

4 個人情報等の利用目的について

ゆうちょ銀行は、「ゆうちょ銀行からの重要なお知らせ」に記載されている利用目的の達成のために必要な範囲内でマイナンバーを含む個人情報を取り扱うこととし、その範囲を超えての取扱いはいたしません。なお、口座管理法に基づく業務の達成のため、預金保険機構を含む第三者に個人情報・マイナンバーを提供することがあります。

また、ゆうちょ銀行はお客さまのマイナンバーについて、下記の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うこととし、その範囲を超えて取扱いはいたしません。

・金融商品取引に関する法定書類作成事務	・国外送金等取引に関する法定書類作成事務
・非課税貯蓄制度等の適用に関する事務	・預貯金口座付番に関する事務
・その他、上記に関連する事務	

なお、例外として以下の場合には、上記利用目的を超えてマイナンバーを利用させていただくことがあります。

- ・激甚災害時等に金銭の支払いを行う場合。
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要で、本人の同意を得ることが困難な場合。